

へき地医療拠点病院の指定について (神鋼記念病院)

令和6年2月29日
兵庫県保健医療部医務課

概要

- 社会医療法人神鋼記念会 神鋼記念病院（神戸市中央区脇浜町1丁目4-47）から、へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定について申請があった。
- 本県の「へき地医療拠点病院の指定等に関する取扱要領」において、拠点病院の指定に当たり、兵庫県医療審議会地域医療対策部会に意見を聴くこととしているため、その指定の可否について、県医療審議会地域医療対策部会に意見を求める。

<参考>へき地医療拠点病院の指定等に関する取扱要領（兵庫県）※ 抜粋

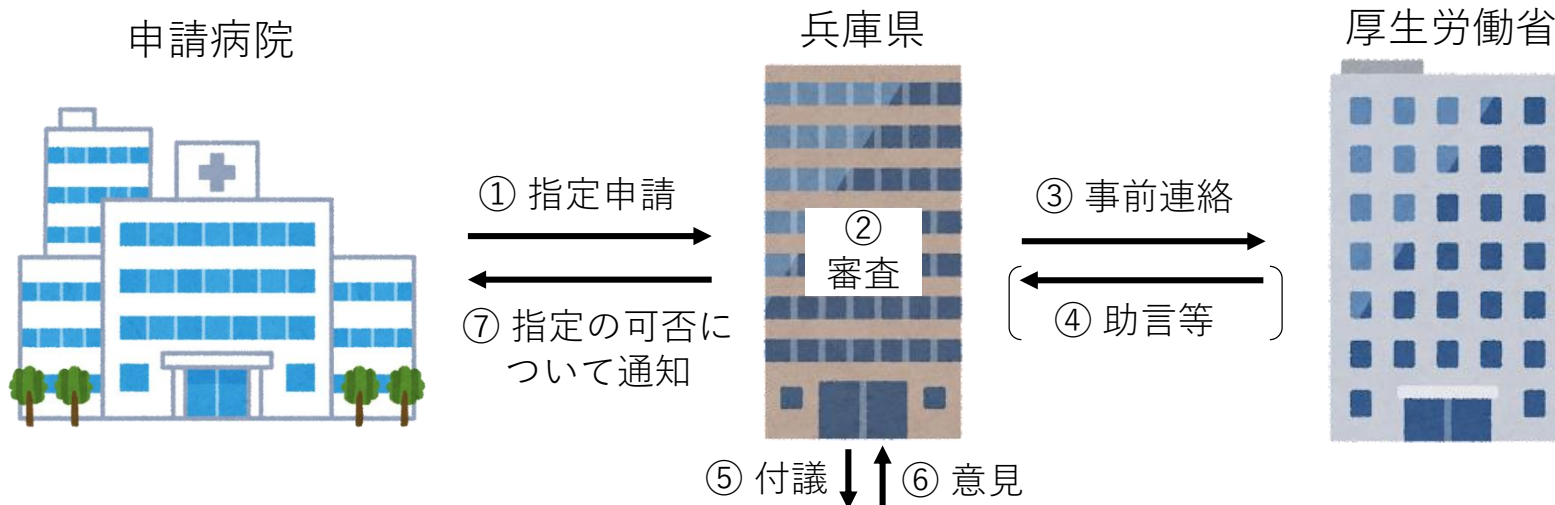
（指定の手続き）

第5条 知事は、前条により申請があった場合には、指定の要件に照らし適当であるか審査を行う。

2 知事は、必要に応じ、申請病院が医師を派遣した実績のあるへき地診療所又は派遣を検討しているへき地診療所の所在する市町に対し、派遣にかかる経緯等に関する文書の提出を求めることができる。

3 知事は、申請の内容が指定の要件に照らし適当であると認めるときは、厚生労働省に対し指定を予定している旨、事前に連絡を行うとともに、兵庫県医療審議会地域医療対策部会に意見を聴く。

4 知事は、前項の結果を踏まえ、申請病院をへき地医療拠点病院に指定することが妥当であると判断した場合は、別記様式5号により申請病院に対し指定の通知を行うとともに、医務課長は、当該指定について、別記様式6号により病院所在圏域及びへき地診療所所在圏域の保健所長あて指定した旨通知する。



兵庫県医療審議会地域医療対策部会

へき地医療拠点病院とは

- 各都道府県に設置するへき地医療支援機構（県）の指導・調整の下、へき地診療所等への医師等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等の事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的として、厚生労働省の定めるへき地保健医療対策等実施要綱※に基づき、都道府県が指定する病院。

※ 当該要綱に基づき、各都道府県において、指定要件等について取扱要領を策定

<指定の状況> ※R4.4.1現在

圏域	施設数	開設者種別
全国	345	公立：197、公的：58、独法：29、民間：61
兵庫県	9	公立：8（西脇市立西脇病院、県立はりま姫路総合医療センター、公立宍粟総合病院、赤穂市民病院、公立豊岡病院、公立八鹿病院、県立丹波医療センター、県立淡路医療センター） 民間：1（兵庫医大ささやま医療センター）

<参考> へき地医療拠点病院の指定等に関する取扱要領（兵庫県）※ 抜粋

（指定の要件）

第3条 次に掲げる事業を実施した実績を有する又は実施できる病院で、このうち、ア、イ、カのいずれかは必ず実施した実績を有する又は実施できる病院

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む）び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

2 次に掲げる施設及び設備を備える病院

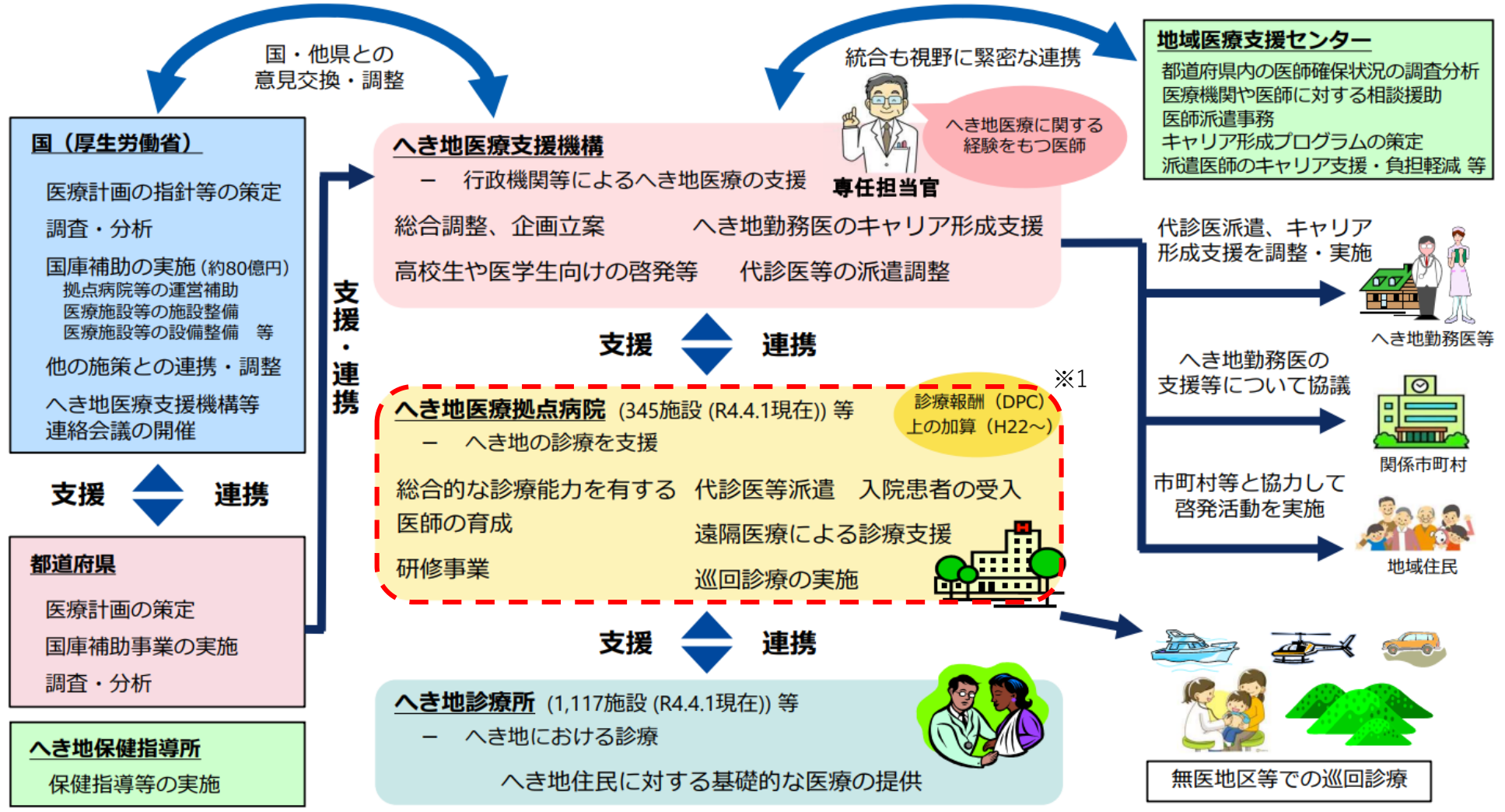
ア へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線及び手術部門、また必要に応じて医師住宅を設けるもの。

イ へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるもの。

【参考】へき地における医療の体系図

厚生労働省医政局地域医療計画課資料を加工して作成

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



<参考>へき地医療拠点病院に係る国庫補助制度
 補助メニュー：施設整備、設備整備、運営費
 補助率：10/10 (国1/2、県1/2) ※基準額あり

※1 機能評価係数Ⅱ地域医療指数・体制評価指数で1ポイント加算

指定について

1 病院の概要

病院名	神鋼記念病院
法人名	社会医療法人神鋼記念会
所在地	神戸市中央区脇浜町1丁目4-47
開設者	東山 洋
医師数	125名
病床数	333床（一般病床）

2 指定理由

- 右表の通り、指定要件を満たしている。
- 神鋼記念病院は地域医療への貢献意欲が高く、令和2年10月より宍粟市国民健康保険波賀診療所※からの派遣要請に応じる形で、医師派遣を実施しており、今後他の無医地区等から派遣要請があった場合にも、医師派遣等を行うことができると認められる。

※ 宍粟市波賀町安賀541-1(※無医地区等の指定は受けていない)
 ⇒ へき地医療提供体制の確保に資することが期待されるため、神鋼記念病院の申請を認め、へき地医療拠点病院として指定する。

3 スケジュール(事績・案)

R5. 12.6	指定申請【病院→県】
12.21	情報提供【県→神戸市】
R6. 1.4	事前報告【県→国】
2.29	兵庫県医療審議会地域医療対策部会
4.1	へき地医療拠点病院の指定（予定）

<指定要件の充足状況>

区分		該当	内容	
事業要件	必須項目 (1つ以上)	○	宍粟市国民健康保険波賀診療所への医師派遣	
	ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保			
	イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助			
	カ 遠隔医療等の各種診療支援			
	任意項目			
	ウ 特例措置許可病院への医師の派遣			
エ 派遣医師等の確保				
オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供				
キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成				
ク その他県及び市町がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力				
施設要件				
病棟	○	4,234㎡・333床		
検査部門	○	600㎡		
放射線部門	○	1,303㎡		
手術部部門	○	981㎡		
医師住宅（必要に応じて）				
設備要件				
へき地医療拠点病院として必要な医療機器	○			一般撮影装置（CR装置）3台、CT（マルチスライス）2台、MRI（1.5T）2台、血管撮影装置1台、X線TV装置2台、RI装置1台、マンモグラフィ1台、骨密度測定装置1台、生化学分析装置2台、da Vinci Surgical System1台